

平成28年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(商法)

第 1 問

会社法における株主平等原則の意義をめぐり見解の対立がある。この議論について説明したうえで、あなたの見解を述べなさい。

(配点：40 点)

(商法)

第2問

甲社は、電子機器製造を業とする会社法上の大会社であり、かつ、公開会社である。甲社の各事業年度における純利益は、ここ数年、約10億円前後で推移している。

甲社の取締役は、A、B、C、DおよびEの5名であり、AおよびBが代表取締役に選定されている（Aが会長、Bが社長）。甲社の監査役は、F、GおよびHの3名であり、Fが常勤監査役に選定されている。甲社の取締役会規程には、「取締役会は、原則として、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集する」との規定が置かれている。

平成27年5月頃、Bは、その知人であるIから、Iが経営する乙社の製品である電子機器用部品 α を、市場価格より高値で甲社に買い取ってもらえないかと打診された。Bは、この取引によって甲社に損失が生じることを認識しつつ、同年6月1日に、 α の一般的な同業種間の取引における価格が1個あたり約200円のところ、1個あたり400円で合計10万個を乙社から購入する契約を、甲社を代表して乙社と締結した（「本件取引」という）。本件取引は、納期である同年8月31日までに実行された。

平成27年9月中旬、Fは、甲社の内部監査部門の従業員から、本件取引について、価格および経緯に疑義があるとの情報提供を受けた。そこでFは、直ちに、Bに対して、本件取引の合理性について説明を求めたところ、Bは、一般に取引価格には幅があるなどとして、とりあわなかった。そこで、Fは、Bに対して、本件取引の合理性について甲社の取締役会で議論すべきであるとの提案をしたが、Bはこれを拒絶した。

問1 上記のような事実のもとで、Fが甲社の取締役会を招集することはできるか、その場合、どのような手続が必要か、説明しなさい。

問2 上記のような事実に加えて、かりに、Bが本件取引と同様の契約を甲社を代表して再度締結しようとしていることをFが知った場合、FはBに対してどのような請求をすることができるか、説明しなさい。

(配点：40点)